

地方交付税

普通交付税	基準財政需要額が基準財政収入額を上回った場合、その財源不足額が交付されます。反対に基準財政収入額が基準財政需要額を上回った場合は、普通交付税は交付されず、不交付団体となります。
特別交付税	普通交付税の算定に反映することのできなかつた特殊な事情を考慮して交付されるものです。普通交付税を交付されない不交付団体にも特別交付税は交付されます。
基準財政需要額	<p>地方公共団体が合理的で妥当な水準の行政サービスなどを実施し、又は施設の維持のために必要と想定される財政需要を、一定の算式により算定した額をいいます。基準財政収入額と共に普通交付税の算定に用いられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準財政需要額＝測定単位×補正係数×単位費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 測定単位：行政項目の財政需要の大きさを測定するための指標で、例えば消防費の場合は人口が測定単位となります。 ・ 補正係数：各地方公共団体における自然的・社会的条件等を調整するための係数です。人口規模に対する財政需要を補正する段階補正などがあります。 ・ 単位費用：測定単位の一単位当りの単価で、標準団体（市町村は人口10万人、面積160平方キロメートル）を設定し、そこで必要とされる財政需要をもとに計算されます。
基準財政収入額	<p>地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額のことです。基準財政需要額と共に普通交付税の算定に用いられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準財政収入額＝〔法定普通税＋税交付金（利子割交付金など）＋地方特例交付金〕×75/100＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金 <p>※一定の基準で計算した収入見込額で算定 ※〔法定普通税＋税交付金（利子割交付金など）＋地方特例交付金〕×75/100を基準税額と呼びます。</p>
標準税収入額	<p>基準財政収入額の基準税額に100/75を乗じて求めた数値です。地方公共団体の標準的な税収入額を表し、これに地方譲与税、交通安全対策特別交付金を加えたものが標準税収入額等合計、さらに普通交付税を加えたものが、標準財政規模といい、健全化判断比率等の財政分析数値に用いられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準税収入額＝基準税額×100/75＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金